

# 医療法人社団健育会 奨学金貸与のしおり

健育会では、看護師および准看護師を養成する施設に入学予定、又は在学の方に奨学金を貸与しています。この制度を是非ご利用いただきたくご案内させていただきます。

## ●奨学金の貸与資格について

### (1) 対象者（次のいずれも満たす方）

- ◇ 身体が強健であり、品行方正であって、学業成績が優秀である方
- ◇ 卒業後に、一定期間（奨学金を貸与した期間と同じ期間）、健育会関連施設で就業が可能な方

### (2) 学業成績等

- ◇ 習得単位数、前年時までの通算標準習得単位数を満たしていること。
  - ※ 上記の規定に該当しないものについて、特段の事情により、奨学金の貸与が必要であると看護師等養成施設が判断し、「特段の事由説明書」を提出いただいた場合には申請を受け付けます。

## ●奨学金の貸与について

### (1) 貸与月額

進学先学校別の進学にかかる費用を事前に申告していただき、当法人で事前審査した上で、原則として、入学金、授業料、施設費、実習費、教科書購入費など進学費用実費に加え、就学中の自活に関する住居費（家賃、寮費等）、通学交通費についても貸与します。また、この他個別のご相談にも応じておりますので、お気軽にお問い合わせください。

※ 進学費用とは、募集要項等において、入学にあたり納入すべき費用として学校が特に定めた費用をいい、入学後に適時発生するものは含まれません。

### (2) 貸与期間

就学年数相当期間

### (3) 貸与方法

貸与決定後、奨学金は、毎月指定日に通学する学校の指定口座に直接振り込む予定です。通学交通費等、個人支給に限定されるものを除き、原則として個人には振り込まれません。

## ●奨学金の返還・猶予・免除について

### (1) 返還

奨学金は卒業後、下記の返還猶予、返還免除の場合を除いて貸与した奨学金全額および年利（2.3%）を1年以内に返還していただきます。ただし、卒業後、一定期間、健育会グループ関連施設で就業した場合は、奨学金を一定期間経過後に返済することができます。

また、資格を取得し、かつ一定期間内の勤務態度が優良と判断された場合は、返済が免除されます。

※ なお、返還金の納入が滞ると遅延損害金(14.6%)がかかる他、貸与者本人や連帯保証人に対し、催促、催告、財産の差し押さえなどが行われる場合があります。

### (2) 返還猶予

災害、疾病その他やむをえない事由がある場合は、分割での支払など返還が猶予されます。

### (3) 返還免除

奨学金の貸与を受けた方が、死亡し、または心身の著しい障害により奨学金を返還することができなくなった場合は、返還を免除することがあります。

## ●提出書類

- ①奨学金貸与申請書 …様式第1号
- ②施設の長の発行する内申書 …様式第2号
- ③特段の事由に関する説明書（対象者のみ） …様式第3号
- ④学業成績等に関する証明書 …施設の長発行の学業成績証明書  
※出席日数等の記載のあるもの、習得単位数の記載のあるもの
- ⑤家族状況調書 …様式第4号
- ⑥返還計画書（対象の方のみ） …様式第5号
- ⑦住民票（世帯員全員が記載されているもの）  
世帯員全員が記載されているもの、本籍および続柄の記載のあるもの
- ⑧その他

## ●連絡先

〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-18  
医療法人社団健育会 本部  
担当：大井義嗣  
直通：090-5443-7845  
TEL：03-3233-1105  
FAX：03-3233-1731  
URL：http://www.kmcb.or.jp